

第1章 [生きる力] をはぐくむ教育への転換

I 新学習指導要領の総則から

- 1 改訂の基本方針
- 2 「総則」の改善の要点
 - (1) 教育課程編成の一般方針
 - (2) 内容の取扱いに関する共通的事項（小学校）
 - (3) 必修教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱い（中学校）
 - (4) 選択教科の内容等の取扱い（中学校）
 - (5) 総合的な学習の時間の取扱い
 - (6) 授業時数等の取扱い
 - (7) 指導計画作成に当たって配慮すべき事項
 - (8) 教育課程実施上の配慮事項

II 教育課程編成について

- 1 教育課程の規準
 - (1) 教育課程の意義
 - (2) 教育課程編成の内容
 - (3) 教育課程に関する法制
- 2 教育課程の編成及び実施
 - (1) 教育課程編成の一般方針
- 3 教育課程編成の手順と評価
 - (1) 教育課程編成の手順
 - (2) 学校の教育目標の設定
 - (3) 重点目標（努力目標）の設定
 - (4) 教育課程の評価
 - (5) 教育課程の改善

III 福島県の小・中学校教育の推進

- 1 教科指導等の充実と基礎学力の向上
 - (1) 教科指導
 - (2) 総合的な学習の時間
 - (3) 特別活動の充実
 - (4) 選択教科の学習の充実
- 2 道徳教育と体育・健康に関する指導の充実
 - (1) 道徳教育の充実
 - (2) 体育・健康に関する指導の充実
- 3 開かれた学校、特色ある学校づくり
 - (1) 家庭や地域に開かれた学校
 - (2) 特色ある学校づくり